月２回発行　2021年７月15日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2382号

次の時代も、皆様とともに
70th Anniversary
労働新聞社

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

リアルな労災体験に学ぶ

ＩＣＴ活用した新研修施設が稼働

明電舎

特集Ⅱ

熱中症に厳重警戒　予防対策の共有へ

中災防　シンポジウムを開催

ニュース

高齢者向け補助金開始

厚労省　中小の安全衛生対策支援で

No.2382
2021　7／15

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
安全衛生動画レポートも配信中です

社労士が教える 労災認定の境界線

＜執筆＞
一般社団法人SRアップ21　宮城会
松倉社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士　松倉　恵子

第329回

技能実習生が鉄筋に指を挟んで負傷

■ 災害のあらまし ■

ベトナム人技能実習生Aは、鉄筋加工会社の加工場で、鉄筋の束をクレーンで移動する作業をしていた。鉄筋の束を地面に降ろそうとしたとき、つり上げた鉄筋を押さえるために添えていた手を引くのが遅くなり、先に置いてあった鉄筋の束との間に左指を挟んで負傷した。

■ 判断 ■

技能実習生にも要件を満たせば、日本人労働者と同様に労災保険が適用される。今回は、業務作業中の被災であり、業務起因性および業務遂行性が認められ、**業務上**と判断された。

■ 解説 ■

技能実習生は、労働基準法上の労働者として労働基準関係法令の適用を受ける。そのため、技能実習中による負傷や疾病について要件を満たせば、日本人労働者と同様に各種給付の支給対象となる。

労災保険の「業務災害」に該当するかの判断は、その災害が業務に起因したものであるか（業務起因性）と災害が業務の遂行中（労働者が事業主の支配ないし管理下にある状態）に発生したものであること（業務遂行性）が必要とされている。

今回の場合は、業務の遂行中に、不注意ではあったが故意ではなく負傷したため、業務起因性および業務遂行性が認められ、業務上と判断された。

近年、外国人労働者は毎年増加傾向にある。昨年は新型コロナウイルスの影響により前年増加率は大幅な減少となったが、外国人労働者数は172万4328人（うち技能実習生40万2356人）と過去最高を更新

(C)労働新聞社　無断転載を禁じます。

した（「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」（令和２年10月末現在）厚生労働省）。また、外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者の労働災害も増加傾向にあり、平成27年に労働災害による休業４日以上の死傷者数は2000件を超え、その後も毎年増え続け、令和元年には3928件、令和２年は4682件と4000件を超えた（「令和２年外国人労働者の労働災害発生状況」厚生労働省）。業種別では、製造業が労働災害による死傷者数2273件と最も多く、２番目の797件の建設業をはるかに超えている。

技能実習生を含め外国人労働者は一般的に日本の労働慣行や日本語に熟知していないと考えられる。そのため、外国人労働者に安全のためのルールや作業手順をしっかり理解してもらうため、適切な工夫が必要である。

厚生労働省の「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」には、技能実習生も含む外国人労働者の雇用管理の改善などに関する必要な措置について定めている。なかでも安全衛生の確保として定められた６項目のうち、「安全衛生教育の実施」「労働災害防止のための日本語教育等の実施」「労働災害防止に関する標識、掲示等」は特に労働災害防止に関連が深い項目である。以下、順に説明する。

日本語だけではなく母国語を併記したテキストを活用し、安全意識を持ち、正しい行動ができるよう学習環境を整えることが大切である。厚生労働省では、働く人の安全と健康について、初めて学ぶ方向けに視聴覚教材（漫画教材）を11言語で作成。共通教材の他、８業種（介護業、ビルクリーニング業、製造業、自動車整備業、航空業、宿泊業、飲食料品製造業、外食業）の教材



も用意されている。また、建設業、農業、漁業、造船・舶用工業に従事する外国人労働者向けに安全衛生教育教材も作成されている。いずれも厚生労働省のホームページに掲載されている。

安全指示や安全標識の理解のために、日常会話では耳にしない仕事でよく使われる専門用語、会社独自の用語を理解することも必要である。緊急時の対応などさまざまな場面を想定し、労働災害防止のために必要な日本語教育を行うことは、労働災害防止に有効である。

標識や掲示は外国人労働者だけではなく、日本人労働者に対しても注意喚起になる。危険な作業や場所を意識できるよう複数言語の併記で掲示し、注意喚起を行いたい。

例年６月は厚生労働省が「外国人労働者問題啓発月間」と定め、労働条件などのルールに則った外国人雇用について事業主などに集中的な周知、啓発活動を行っている（昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で11月に実施）。この機会に会社の安全衛生体制、労働災害防止の取組みについて振り返る機会をもってはいかがだろうか。

◇ SR アップ21：www.srup21.or.jp

(C) 労働新聞社　無断転載を禁じます。